一般社団法人日本保健医療社会福祉学会 学会誌編集規程

第1条(名称)

本誌は、一般社団法人日本保健医療社会福祉学会の学会誌『保健医療社会福祉研究』(Journal of Social Work in Health) と称する。

第2条(目的)

本誌は、原則として本学会員の保健医療社会福祉に関する研究の発表にあてる。

第3条(発行)

本誌は、原則として1年度に1巻1号を発刊する。

2 本誌は冊子として発行する他,一般社団法人日本保健医療社会福祉学会ホームページ上に電子ジャーナルとして刊行する。

第4条(内容)

本誌は、投稿原稿,本学会大会等の記録,本学会に関係する記事より構成される。ここで、投稿原稿とは、会員が自発的に執筆した原稿をいう。

- 2 本誌には、論文・調査報告・実践報告・書評・大会記録の各欄を設ける。
- 3 2 に掲げる各欄のうち、論文・調査報告・実践報告は投稿原稿とし、書評・大会記録は依頼原稿と する。

第5条(投稿)

投稿原稿の著者・連名著者は、会員資格を得ていなければならない。

第6条(執筆要領)

投稿原稿は,所定の執筆要領に従う。

第7条(編集)

本誌の編集は、一般社団法人日本保健医療社会福祉学会定款第 48 条に基づき設置された学会誌編集委員会(以下「委員会」)が行う。

第8条(委員会の役割)

原稿の掲載は、委員会の決定による。

2 投稿原稿の投稿規定および査読規定については、別に定める。

第9条(著作権)

本誌に掲載された著作物の著作権(複製権および公衆送信権)は一般社団法人日本保健医療社会福祉学会に帰属する。著作者本人が当該著作物を利用する場合、利用された著作物等に本誌にかかる出典を明記することとする。

2 本誌掲載論文を転載する場合は、様式「転載許可申請書」により、学会長の了承を得ることとする。 第 10 条 (事務局)

編集事務局は一般社団法人日本保健医療社会福祉学会事務局に置く。

第11条 (規程の変更)

この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、2022年8月13日より施行する。